

質問2 COVID-19 が作業療法に及ぼした影響調査及び今後の要望活動について

(該当箇所:p.57 2022 年度重点活動項目 3-5)「COVID-19 が作業療法実践に及ぼした影響について調査分析し、今後の作業療法を考える基礎資料を提示」)

COVID-19の影響は患者さんの作業療法治療種目の実施種目に制約や制限が起きるなどここ2年間の影響は計り知れません。特に「人口密集地の都市部では今年3月21日まで蔓延防止等重点措置が通達」されておりました。そこで特に精神科に関して質問です。質問者は神奈川県内の精神科病院や訪問看護ステーションを事業所に持つ法人に勤務している者ですが、精神科病院における入院生活でCOVID-19の影響で感染拡大防止目的でいまでも「声を出さず活動の制限（カラオケや食事会レクなどの禁止など）」「密の禁止（集団ゲームレクの開催や料理活動の制限など）」等のほか、「院内散歩の禁止」「外出（院内の売店への買い物も禁止）・外泊の禁止」など、精神科作業療法活動時間2時間以外の院内生活の22時間の過ごし方においてもかなり行動制限があります。これは感染拡大防止の観点から致し方ない点もあるのですが、このような生活が患者さん（特に長期入院の患者）は2年間も続いています。つまり精神科作業療法を実施するにあたり環境因（病棟生活）を原因とした動機付けの低下や体力の低下など様々な障害の発生も容易に想像できます。そこで制度対策部が行う『COVID-19 が作業療法に及ぼした影響調査』の項目に、病棟生活など作業療法以外の時間の過ごし方などについても調査項目として含まれているかご教示下さい。

また意見ですが、コロナ禍でこのような強度な行動制限を患者さんをお願いせざるを得ないのは、患者数比に対して特に精神科病院における医療従事者数（医師、看護師、看護助手、PSW、OTなど）の配置人員の基準がもともと低いことで起きており、個人だけのマンパワーでは解決できない要因が原因と考えます。こういった課題は医療法改定や診療報酬改定などで他団体としても共通し共有できる課題であり、協働して国に上申して頂きたいと思っております。宜しくお願い致します。

回答

「COVID-19 が作業療法に及ぼした影響調査」は、制度対策部が行う各種調査にCOVID-19に関する項目を含めて集約することを予定しています。精神科の調査はこれから内容を検討していきますので、ご意見いただいた内容は参考とさせていただきます。

また、ご指摘いただいた点も含めて隔離拘束等の根本的な原因となっている精神科の人員配置については当会も構成団体となっている精神保健従事者団体懇談会より2020年度に要望を发出しています。

<http://www.seijukon.com/contents/menu/lkenYobo/2020.html>

今後も関連団体と協働しながら、働きかけを継続してまいります。